

全国銀行個人信用情報センターにおける個人情報保護の現状と考え方

(陳 述 骨 子)

1．個人信用情報センターにおける個人情報保護への取組みの現状

信用情報交流システムは、多重債務の防止・適正与信の確保という社会的目的を達成するために構築されたものであり、当センターでは、従来から個人情報の保護に留意した厳正な管理・運営を行ってきた(資料B、C、パンフレットご参照)。

2．個人情報保護法案について

個人情報保護法案では、個人情報の第三者提供にあたっては本人の同意を得ることが原則とされているが、全銀協個人信用情報センターでは、従来から情報取得時に書面による同意を得よう会員に義務づけている。

また、全銀協個人信用情報センターは、保有データ量からみて個人情報保護法における「個人情報取扱事業者」に該当すると考えられ、今後は、個人情報保護法にもとづく各種の保護措置の義務付けや主務大臣の指導・罰則の対象となることから、一層、厳正な管理を行っていく必要があると考えている。

3．今後の取組み

今後、基本ルールである個人情報保護法をはじめ、国の基本方針、金融庁等の指針が定められることに鑑み、個人情報保護法施行までの間に、これまでの管理・運用を総点検し、保護措置の一層の充実ならびに情報交流の意義に関する理解促進活動を行ってまいりたい。

4．個別法について

今回の個人情報保護法案には、情報漏洩の防止に関する安全管理措置の実施や従業員・委託先に対する監督義務のほか、義務違反に対する改善命令、罰則等も規定されているなど、その内容は相当厳しいものとなっており、ガイドラインが制定される業界にあっては、かなり高いレベルでの個人情報の保護が図られることになるものと思われる。

銀行界では、この法律の遵守は勿論のこと、センター規則、業界ガイドライン等の自主ルールの整備、さらには認定個人情報保護団体の設置についても前向きに検討し、業界あげて個人情報保護に取り組んでいく所存である。

個別法については、個人情報保護法と業界ガイドライン等の着実な実行が重要と考えており、その施行状況を踏まえたうえで、なお必要ということであれば、検討すべきものとする。

以 上

個人情報保護への取組みの現状について

平成13年4月16日
全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター

個人情報保護に関する法律案(抜粋) (平成13年3月27日国会提出)	全国銀行個人信用情報センター規則・事務取扱要領 (昭和63年8月制定:最終改正平成13年3月)	補 足 説 明
(利用目的の特定) 第20条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。 (以下略)	◇会員がセンターに照会することができるのは次の場合に限る。 ①与信取引の判断(既存与信の信用状況再調査および連帯保証人の信用状況調査を含む。)のために必要な場合 ②苦情処理および信用回復のために必要な場合	◇本人の同意を得ているか否かを問わず、左記以外の目的による照会は禁止している。
(利用目的による制限) 第21条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 (以下略)	◇情報の登録期間を次のとおり定め、登録期間経過後の情報は消去する。 ①ローン、クレジットカード、当座、保証の取引に関する情報…原則として5年間(一部これより短期間のものがある) ②照会記録…本人開示は1年間(会員への回答は3か月間) ③本人申告…5年間	◇左記①～②は前項の利用目的(与信取引の判断)の達成に必要なものであり、③は本人の申出に基づいて登録するものである。なお、照会記録は、本人に開示することにより、会員の規則違反(事前同意のない照会・登録や目的外利用)を防止する目的も有している。
(適正な取得) 第22条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	◇次項のとおり、会員に対して顧客から事前に同意を取得することを義務付けている。	
(取得に際しての利用目的の通知等) 第23条 (略) 2 個人情報取扱事業者は…本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得す	◇会員は、新規与信判断のためセンターに照会する場合には、センターおよびセンターが提携する個人情報機関が保有する情報を利用し、また、照会記録情報を登録又は利用することについて、申込書等の同意文言によって事前に顧客の同意を得なければならない。	◇会員がセンターに照会した場合には、照会した会員名、照会日、照会目的(新規与信判断、信用状況再調査等の別)などを照会記録として登録し、本人開示の際に取引情報と併せて開示している。 ⇒ローンなどの申込みをした覚えがないのに照会されているとの申し出があれば調査する。

<p>個人情報の保護に関する法律案(抜粋) (平成 13 年 3 月 27 日国会提出)</p>	<p>全国銀行個人信用情報センター規則・事務取扱要領 (昭和 63 年 8 月制定:最終改正平成 13 年 3 月)</p>	<p>補 足 説 明</p>
<p>る場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 (以下略)</p>	<p>◇会員は、センターへの情報の提出又は照会にあたっては、契約書等の同意文言によって、情報の登録又は利用(センターの会員又はセンターが提携する個人信用情報機関の会員による利用を含む。)について事前に顧客の同意を得なければならない。</p>	<p>◇センターは、CRIN システムにより、全国信用情報センター連合会(CRIN の運営は(株)日本情報センター)および(株)シー・アイ・シーと情報交流を実施している。</p>
<p>(データ内容の正確性確保) 第 24 条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p>	<p>◇会員は、登録する情報の正確性を期するとともに、既に登録した情報に関して新たな事実が生じた場合には、速やかにセンターにその事実を届け出て情報の最新性を維持するように努めなければならない。</p> <p>◇延滞などの事故情報を登録した場合は、正確性を確保するため、センターから本人に「登録のお知らせ」(資料 C)を送付する。</p>	<p>◇必須項目を提出していない場合や論理的にありえない数値、日付等を提出した場合はエラーとなるよう系統的にチェックをかけている。また、情報の登録は随時可能としている。</p> <p>◇「登録のお知らせ」(資料 C)には、「個人信用情報調査依頼書」が付属しており、この依頼書を提出することにより簡便に訂正等の申立を行うことを可能としている。</p>
<p>(安全管理措置) 第 25 条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>◇会員は、センターから得た情報を自己のためのみ利用するものとし、他者の利用に供し又は公開してはならない。</p> <p>◇センターは、登録情報について漏えい、滅失、き損等を防止するために必要な措置を講ずるなど、その適切な管理に努めなければならない。</p>	<p>◇照会端末について端末・利用者認証により操作者を特定するとともに、通信電文を暗号化している。また、磁気テープについても暗号化を可能としている。</p>

<p>個人情報の保護に関する法律案(抜粋) (平成13年3月27日国会提出)</p>	<p>全国銀行個人信用情報センター規則・事務取扱要領 (昭和63年8月制定:最終改正平成13年3月)</p>	<p>補 足 説 明</p>
<p>(従業員の監督) 第26条 個人情報取扱事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当っては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>	<p>◇会員およびセンターに所属する役職員は、センターの業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。</p> <p>◇会員は、センターから得た情報を保護するために、適切な安全保護措置を講じる等管理体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>◇センター職員については、就業規則において、業務上の重大な秘密を漏らしたまたは漏らそうとしたときは懲戒解雇に処する旨を定めている。また、センター端末は、各人の権限に応じてアクセスできる範囲を系統的に限定しており、かつ、アクセス状況を記録している。</p> <p>◇会員に対しては、センターへの情報の登録・照会を一元的に管理する統括部署を定めてセンターに届出をさせている。また、照会端末については、アクセス状況を記録している。</p> <p>◇万が一会員の従業員による漏えい等があれば、会員の責任として会員に対する処分を行う。</p>
<p>(委託先の監督) 第27条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>	<p>◇会員は、センターへの情報の提出又は照会に係る業務を外部業者に委託する場合には、あらかじめセンターの承認を得なければならない。</p> <p>◇会員は、外部委託先について、個人信用情報を保護するために必要な内部管理体制の整備、および漏えい、き損等を防止するために適切な安全保護措置を講じられていることを確認しなければならない。</p>	<p>◇万が一会員の委託先による漏えい等があれば、会員の責任として、会員に対する処分を行う。</p>
<p>(第三者提供の制限) 第28条 個人情報取扱事業者は…あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p>	<p>◇会員は、センターへの情報の提出又は照会にあたっては、契約書等の同意文言によって、情報の登録又は利用(センターの会員又はセンターが提携する個人信用情報機関の会員による利用を含む。)について事前に顧客の同意を得なければならない。</p>	<p>(顧客の事前同意を得ていなかった場合の対応については第32条の項に記載)</p>

個人情報の保護に関する法律案(抜粋) (平成 13 年 3 月 27 日国会提出)	全国銀行個人信用情報センター規則・事務取扱要領 (昭和 63 年 8 月制定:最終改正平成 13 年 3 月)	補 足 説 明
<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第 29 条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知りうる状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。</p> <p>一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称</p> <p>二 すべての保有個人データの利用目的</p> <p>三 次項(利用目的の通知)、次条第 1 項(開示)、第 31 条第 1 項(訂正等)又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項(利用停止等)の規定による求めに応じる手続(第 35 条第 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの</p> <p>(以下略)</p>	<p>◇会員は、センターが作成するパンフレットを店頭に備え置き、顧客にセンターの業務内容、情報の開示・相談窓口等について周知を図るものとする。</p>	<p>◇会員に対しては、別添のパンフレット「個人信用情報センターのご案内」を店頭に備え置くことを義務付けている。</p> <p>◇このほか、ホームページ*、テレホンサービス、別添のパンフレット「やさしいローンとクレジットのはなし」により周知を図っている。</p> <p>* http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/pcic.htm</p>
<p>(開示)</p> <p>第 30 条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。</p>	<p>◇センターは、本人から自己の登録情報について開示請求があった場合には、本人であることを確認のうえ、その登録情報を開示するものとする。</p>	<p>◇開示請求には、全国 50 箇所に設置している銀行協会の相談・開示窓口に来所する方法と郵送による方法がある。なお、郵送開示の申込書はホームページに掲載しているほか、テレホンサービスにより FAX で受信可能としている。</p> <p>◇平成 12 年度中の本人開示件数は、来所 23,178 件、郵送 3,856 件の合計 27,034 件となっている。</p>

<p>個人情報の保護に関する法律案(抜粋) (平成13年3月27日国会提出)</p>	<p>全国銀行個人信用情報センター規則・事務取扱要領 (昭和63年8月制定:最終改正平成13年3月)</p>	<p>補 足 説 明</p>
<p>(訂正等)</p> <p>第31条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には・・・利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。</p>	<p>◇センターは、登録情報が事実と異なることが判明した場合には、本人からの苦情の申出の有無にかかわらず、速やかに登録情報を訂正又は削除するものとする。</p> <p>◇本人から直接センターに申立があった場合は、センターは処理結果を直接本人に通知するものとする。本人から会員に対して申立があった場合は、センターは処理結果を会員に通知し、会員が本人に通知するものとする(ただし、本人の求めがある場合等においては、センターから直接本人に通知するものとする)。</p>	<p>◇登録情報について訂正等の申立を行う方法には、次の方法がある。</p> <p>①会員に対して申し立てる方法</p> <p>②「登録のお知らせ」(資料C)の「個人信用情報調査依頼書」を返送する方法</p> <p>③全国50箇所を設置している銀行協会の相談・開示窓口申し立てる方法</p>
<p>(利用停止等)</p> <p>第32条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第21条(利用目的による制限)の規定に違反して取り扱われているという理由又は第22条(適正な取得)の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。(以下略)</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第28条第1項(第三者提供の制限)の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、</p>	<p>◇会員に対して、顧客から事前に同意を取得することを義務付けている。</p>	<p>◇会員が顧客の事前同意なしに情報を登録したことが判明した場合は、顧客から改めて同意が得られない限り、当該取引情報を削除する。</p> <p>◇会員が顧客の事前同意なしに情報を照会したことが判明した場合は、当該照会記録を削除する。</p>

個人情報の保護に関する法律案(抜粋) (平成13年3月27日国会提出)	全国銀行個人信用情報センター規則・事務取扱要領 (昭和63年8月制定:最終改正平成13年3月)	補 足 説 明
<p>その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>		
<p>(個人情報取扱事業者による苦情の処理)</p> <p>第36条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>◇センターおよび会員は、情報を登録された本人から登録情報に関する苦情の申し出を受けたときは、その適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>◇苦情の申し出を受けて事実関係を調査している間は、その申出内容を示すコードを登録情報に付記するものとする。</p> <p>◇センター規則等に関する違反、苦情処理等に係る事項を審査するため、審査協議会を設置する。審査協議会は次の措置をとることができる。</p> <p>①会員に対して資料の提出と説明を求め、事務局員を派遣し調査を行うこと</p> <p>②違反の事実を認定した場合には、違反の顛末および再発防止策を提出させ、注意処分を行うこと</p> <p>③会員が内部体制整備を行わない場合は、その会員名・注意内容を全会員に通知すること</p> <p>④理事会に対し次の措置を求めること</p> <p>ア. 勧告</p> <p>イ. 1か月以内の利用停止</p> <p>ウ. 除名</p>	<p>◇本人からの苦情に応じるため、東京銀行協会および大阪銀行協会内に苦情受付窓口を設置している(これ以外の相談・開示窓口に苦情の申し出があった場合は、上記苦情受付窓口に取り次ぐ)。</p>

以 上